

# 南城市国保被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者外来で、「国民健康保険資格証明書」を提示した場合は、**3割または2割負担で保険診療を受けることができます。**

- 令和2年3月現在、新型コロナウイルス感染症の発症の疑いがある場合には、**帰国者・接触者相談センター（098-889-6591）**に相談の上、**指定された帰国者・接触者外来（保険医療機関）**を受診することになります。
- **帰国者・接触者外来を受診した際**に資格証明書を提示した場合は、**資格証明書を被保険者証とみなして**取り扱います。（帰国者・接触者外来の窓口で支払う医療費が3割または2割となります。※70～74歳までの自己負担は所得に応じて判断されます。）
- そのため**帰国者・接触者外来を受診する際**は、市町村の窓口へ納付相談等のためにお越しになる必要はありません。

資格証明書を被保険者証とみなす取り扱い  
は帰国者・接触者外来を受診したときに限られます  
（※新型コロナウイルス感染症以外の診療につきましては、10割負担となります。）

【帰国者・接触者相談センター】 南部保健所（TEL: 098-889-6591）  
【県相談窓口】 TEL: 098-5-866-2129 ※24時間対応  
【お問い合わせ先】 南城市国保年金課（TEL: 098-917-5327）